



innoventier 弁護士法人イノベティア Power for the Business 企業法務相談室

【第4回】 弁護士(日本・ニューヨーク州) 町野 静

慶応義塾大学法学部、慶応義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人イノベティアに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M)取得、2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスを携わる。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスをしている。

産業廃棄物の排出事業者の法律上の責任

産業廃棄物の排出事業者責任

産業廃棄物の処分についてはほとんどの会社が処理業者に委託をし、ひとたび委託をしまえば、処理責任は果たしたと思われるがちです。しかし、次に説明するように、法律上は産業廃棄物の処理責任は最終処分が完了するまで廃棄物の排出事業者が負っており、委託をした時点でその責任が処理業者に移るものではありません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます)における廃棄物の種類には、一般廃棄物と産業廃棄物の二種類があります。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち政令で定める品目を指し、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

一般廃棄物についてその処理責任を負うのは市町村であるのに対し、産業廃棄物の処理責任を負うのは、当該産業廃棄物を排出した「排出事業者」です。会社の工場から製品製造に伴って排出される不要物である金属くずは上記の政令で定める品目に該当しますので、廃棄物処理法上の産業廃棄物となり、排出事業者において法律に従って処理をする義務があります。

排出事業者が行うべき事項

では、排出事業者は法律上どのような義務を負っているのでしょうか。産業廃棄物の排出事業者は自社が排出した廃棄物の処理につき法律上様々な義務を負っており、主なものとしては次の(一)～(五)のようなものがあります。特に、下記のうち、(四)以外の義務に違反した処分が行われた場合には、行政処分や刑事罰が課される可能性がありますので、会社としては適正な処分が行われているか今一度点検する必要があります。

(一) 保管義務

まず、排出された廃棄物は運搬業者等に引き渡すまでの間、法律で定められた保管基準にしたがって適正に保管しなければなりません。保管基準の詳細は廃棄物処理法施行規則第八条に定められており、保管場所への囲いの設置、所定の事項を表示した掲示板の設置、産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置、汚水の浸透防止措置等が挙げられます。

(二) 収集運搬、処分の委託

廃棄物の収集運搬や処理を第三者に委託する場合は、その運搬については運搬の許可を有する産業廃棄物収集運搬業者その他

今回のご相談

メーカーである当社は、製品を製造する工場から出る金属くずの処分を廃棄物処理業者に委託していますが、処理業者との間の契約に当たって注意すべき点はありませんか。また、万が一、処理業者が不法投棄を行っていた場合に当社が何らかの責任を負う可能性はあるのでしょうか。

環境省令で定める者に、その処分については処分の許可を有する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者に、それぞれ委託しなければなりません。収集運搬と処分の許可はそれぞれ別々であり、許可の有効期限は原則五年間であり、処理ができる廃棄物の種類についても許可証において定められます。

したがって、排出事業者が処理を委託するに当たっては、業者の許可証の内容につき、許可の有効期限が切れていないか、排出する廃棄物に対応する許可を取得しているかを確認しておく必要があります。

(三) 委託基準の遵守

上記の第三者委託の場合、法律で定める委託基準を守る必要があります。委託基準については、(一)の許可を有する者に委託をすることのほか、重要なものとしては、委託契約書に関する基準があります。まず、廃棄物処理の委託契約は、書面により行われなければならない、また、委託契約書には所定の事項が記載されていなければならない、と定められています。この法定記載事項には、委託する産業廃棄物の種類及び数量といった一般的な事項から、当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項等産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報まで多数の事項が定められています。また、許可証の写しを契約書に添付することも必要です。契約書については処理業者側が準備することがほとんどだと思われませんが、廃棄物処理法は改正が頻繁になされる法律であり、追加された記載事項が漏れているといったこともあり得ますので、排出事業者の側でもチェックをする必要があるでしょう。

また、契約書及び契約書に添付された書類は、契約終了日から五年間保存しておくなければなりません。

(四) 処理状況確認の努力義務

排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。確認の具体的方法としては、環境省の通知によれば、①委託先の中間処理施設や最終処分場の実地確認や、②産業廃棄物の処理状況や事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法が考えられるとされているようです。

この規定は努力義務ではあるものの、コンプライアンスの観点からは、実地確認は重要といえるでしょう。

(五) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する義務


排出事業者は、運搬や処分委託の際、廃棄物の引渡しと同時に法定の事項が記載されたマニフェストを交付しなければなりません。廃棄物の運搬・処分の結果については、委託業者からマニフェストの写しの回付を受けることによって確認します。また、交付した及び回付を受けたマニフェストは、交付及び回付の日から五年間保管しなければならぬほか、マニフェストの不備または虚偽を見つけた場合の通知義務等が課さ

れています。

処理業者が不法投棄を行った場合の排出事業者の責任

仮に、廃棄物の処理を委託していた処理業者が、排出事業者の知らないところで廃棄物を不法投棄していた場合、排出事業者はどのような責任を負うのでしょうか。この点につき、不法投棄により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、原則として当該保管、収集、運搬または処分を行った者が不法投棄された廃棄物の除去を求められることとなりますが、その処理業者が除去の義務を履行しない場合等には、排出事業者にもその除去を求めることができるものとされています。したがって、処理業者が不法投棄を行った場合には、その状況によっては、排出事業者に対しても除去が命じられることとなります。

例えば、平成一一年に発覚した岩手県・青森県の県境での大規模不法投棄事件では、委託基準に違反して処理委託をしていた首都圏の複数の排出事業者に対して措置命令が出されたほか、多くの排出事業者が自主的にまたは納付命令を受けて撤去費用を負担しています。近年起きた廃棄物として処理を委託した冷凍カツ等の食品廃棄物の横流しや不適正保管の事案でも、複数の会社が自社の排出した廃棄物の回収を余儀なくされています。

したがって、会社としては、産業廃棄物の処理は漫然と業者に委託するのではなく、法令の遵守を意識した対応することが重要です。 

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏が交代で執筆します。